

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年3月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500536号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500069号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成11年1月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成15年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成11年1月から平成14年9月まで及び平成15年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年1月から平成14年9月まで及び平成15年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成11年10月1日から平成16年4月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年10月から平成14年9月まで及び平成15年8月の訂正後の標準報酬月額については、別表第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額である別表第6欄から第7欄に掲げる標準報酬月額とし、平成14年10月から平成15年7月まで及び同年9月から平成16年3月までの標準報酬月額については、同表第2欄から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成11年10月から平成16年3月までの訂正後の標準報酬月額(平成11年10月から平成14年9月まで及び平成15年8月については別表第6欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額を除き、平成14年10月から平成15年7月まで及び同年9月から平成16年3月までについては同表第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成5年6月1日から平成16年4月30日まで

ねんきん定期便に記載されているA社に勤務していた期間の標準報酬月額及び保険料納付額が給与支払明細書の内容と相違しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成11年1月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成15年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳（以下「給与支払明細書等」という。）により、別表第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成11年1月から平成14年9月まで及び平成15年8月の標準報酬月額については、給与支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表第2欄に掲げる額から同表第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったかは不明だが、社会保険事務所（当時）から納入の告知のあった厚生年金保険料は納付した旨回答しているところ、給与支払明細書等により確認できる報酬月額又は本来の報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、請求者の上記訂正後の厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成11年10月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成15年8月1日から同年9月1日までの期間については、給与支払明細書等により、別表第3欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求期間のうち、平成14年10月1日から平成15年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成16年4月30日までの期間については、給与支払明細書等により、別表第3欄及び第2欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成11年10月から平成14年9月まで及び平成15年8月の標準報酬月額については、給与支払明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表第1欄に掲げる月ごとに、別表第6欄に掲げる額から同表第7欄に掲げる額に、平成14年10月から平成15年7月まで及び同年9月から平成16年3月までの標準報酬月額については、給与支払明細書等により確認できる本来の報酬月額から、同表第1欄に掲げる月ごとに、同表第2欄に掲げる額から同表第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、平成11年10月から平成16年3月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（別表第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額又は同表第6欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成5年6月1日から平成11年1月1日までの期間について、A社は、平成10年以前の貸金台帳は保管していない旨回答している上、請求者も当該期間の給与支払額等を確認できる資料を所持していないと陳述しているなど、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち平成5年6月1日から平成11年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成11年1月	15万円	—	20万円	17万円	17万円	—
平成11年2月	15万円	—	30万円	17万円	17万円	—
平成11年3月	15万円	—	26万円	17万円	17万円	—
平成11年4月及び同年5月	15万円	—	24万円	17万円	17万円	—
平成11年6月	15万円	—	28万円	17万円	17万円	—
平成11年7月	15万円	—	26万円	17万円	17万円	—
平成11年8月	15万円	—	28万円	17万円	17万円	—
平成11年9月	15万円	—	32万円	17万円	17万円	—
平成11年10月から平成12年9月まで	15万円	26万円	—	17万円	17万円	26万円
平成12年10月から平成13年9月まで	16万円	24万円	—	17万円	17万円	24万円
平成13年10月から平成14年7月まで	16万円	26万円	—	17万円	17万円	26万円
平成14年8月及び同年9月	16万円	30万円	—	17万円	17万円	30万円
平成14年10月から平成15年7月まで	17万円	30万円	—	17万円	—	30万円
平成15年8月	17万円	30万円	—	18万円	18万円	30万円
平成15年9月から平成16年3月まで	18万円	28万円	—	18万円	—	28万円